

令和 5 年第 1 2 回笠間市教育委員会定例会議事録

- 1 招集日時 令和 5 年 1 2 月 2 6 日 (火) 午後 2 時 0 0 分開議
- 2 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
- 3 議事録署名人 菊 池 由 美
- 4 教育長及び出席委員
教育長
教育委員 4 名
事務局 1 2 名
- 5 傍聴人 なし
- 6 提出された議題 (議事) 以下のとおり
- 7 会議の概要

(1) 開会

小沼教育長 午後 2 時 0 0 分開会を宣す。

小沼教育長 会議に先立ち、私のほうから、笠間市いじめ調査委員会への諮問についての議案を発議したいと思います。本日の議事日程において、笠間市いじめ調査委員会への諮問についてを議案第 3 7 号として追加したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め「笠間市いじめ調査委員会への諮問について」を「議案第 3 7 号」として議事に追加いたします。

(2) 議事録署名人の指名

小沼教育長 菊池委員を指名する。

(3) 教育長の報告

小沼教育長 別紙により教育長事務報告をする。

小沼教育長 教育長のお事務報告が終わりました。委員の意見を求めます。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、教育長の報告については、以上のとおりとします。

(5) 議事

小沼教育長 それでは、議事に入ります。本日の議事「議案第 37 号」について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき、審議を非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 それでは、異議なしと認め、「議案第 37 号」の案件を非公開といたします。

小沼教育長 それでは、「報告第 13 号 専決処分の承認を求めることについて」事務局より説明を求めます。

事務局 「報告第 13 号 令和 5 年第 4 回笠間市定例会追加議案に同意することについて」の専決処分を求めることについて説明します。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、教育委員会の意見聴取を求められましたが、委員会を招集する時間的余裕がないので、専決処分を行ったものです。9 ページをご覧ください。議案第 100 号 令和 5 年度笠間市一般会計補正予算第 6 号になります。11 ページをご覧ください。歳出になります。9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、242 万 6 千円は、令和 6 年度に市内小中義務教育学校で、通学用品を購入する児童生徒の保護者に、購入代金を全額保証することで、通学時の安全確保と子育て世代の経済的負担軽減を図るものです。補助対象の児童生徒数は 630 人を見込んでおり、補助額が 1 人当たり 3850 円で、補正予算額 242 万 6 千円を計上するものです。財源は、物価高騰対応重点支援、地方創生臨時交付金を活用するものです。なおヘルメットについては、必要数を調査しまして、今年度内に各学校へ納品します。また、令和 6 年度からは、形状を流線型のスポーツタイプものとし、学校以外でのヘルメット着用を推進するものです。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま事務局より説明がありましたが、「専決処分の承認を求めることについて」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

- 戸田委員 スポーツタイプの方がかぶりやすく、普段の生活にも活用できるので、ヘルメット着用の推進が期待されます。
- 小沼教育長 ほかにご質問等ございますか。
- 各委員 (特になしの声)
- 小沼教育長 それでは採決に入りますが、原案のとおり承認することに異議ございませんでしょうか。
- 各委員 (異議なしの声)
- 小沼教育長 異議なしと認め、「報告第 1 3 号 専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認いたします。
- 小沼教育長 続きまして「議案第 3 6 号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」事務局より説明を求めます。
- 事務局 1 2 ページをご覧ください。「議案第 3 6 号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明します。本案は、教職員の働き方改革としまして、学校休業日である創立記念日を授業日とすることにより、授業時間を確保するため、所要の改正を行うものです。1 4 ページをご覧ください。新旧対照表になります。改正の内容ですが、現行の第 3 条第 3 号の創立記念日を削除するものです。また、今回の改正にあわせて、附則の令和 2 年度における学期の特例を削除します。説明は以上です。
- 小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたが、「笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。
- 各委員 (特になしの声)
- 小沼教育長 それでは採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。
- 各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第 36 号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続きまして、先ほど同意いただきました、非公開案件の審議をいたします。

【議案第 37 号】 非公開

小沼教育長 それでは、非公開の案件が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

小沼教育長 以上で全ての議事が終了いたしました。

(6) その他 なし

(7) 閉会

小沼教育長 午後 2 時 30 分閉会を宣す。

8 議決事項

報告第 13 号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第 36 号	笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について	可決
議案第 37 号	笠間市いじめ調査委員会への諮問について	可決